

1 消防用水の構造等

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

(1) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水

- ア 消防用水に設ける吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上又は直径0.6m以上のものとし、所要水量が80㎡未満のものにあつては1個以上、80㎡以上のものにあつては2個以上を設けること。
- イ 消防用水に設ける採水口は、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号。以下第18において「規格省令」という。）に規定される呼び75のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第18-1表によること。
- ウ 採水口に接続する配管は、呼びが100以上とすること。
- エ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

第18-1表

所要水量	40㎡未満	40～120㎡	120㎡以上
採水口の数	1個	2個	3個

(2) 地盤面下4.5mを越える部分に設ける消防用水

- ア 消防用水の所要水量が、地盤面下4.5mを越える部分にある場合は、加圧送水装置及び採水口を設けること。
- イ 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第18-2表によること。

第18-2表

所要水量	40㎡未満	40～120㎡	120㎡
加圧送水装置の吐出量	1,100 ℓ/min	2,200 ℓ/min	3,300 ℓ/min
採水口の数	1個	2個	3個

- ウ 加圧送水装置は、次によること。
- (ア) 加圧送水装置の設置場所及び機器
屋内消火栓設備 1. (1)を準用すること。
- (イ) ポンプの全揚程
ポンプの全揚程は、前イに定める吐出量時において採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。
- エ 水源の確保方法
屋内消火栓設備 2. (2)を準用すること。
- オ 材質及び構造
採水口は、JIS 5111-1976（青銅鑄物）又はJIS H 5101-1976（黄銅鑄物）に適合する強度、耐食性、耐熱性を有するものを用いるほか、屋内消火栓設備 3. (1). イを準用すること。
- カ 起動装置等
採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができる。
- キ 起動表示灯
遠隔起動装置により起動を行う加圧送水装置にあつては始動を明示する赤色の表示灯を採水口の直近に設けること。
- ク 採水口
(ア) 規格省令に規定される呼び75のめねじに適合する単口とすること。
(イ) 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下の位置に設けること。
- ケ 施錠方法
採水口や起動装置等に施錠を行う場合は、消防隊がすみやかに使用できるよう、防火水槽の採水口と同一の鍵を使用すること。



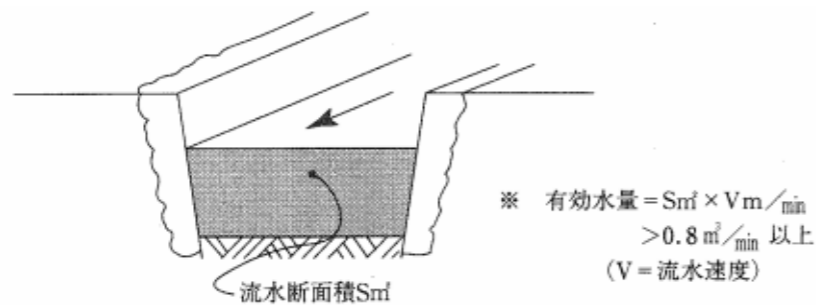
(3) 地盤面より高い部分に設ける消防用水

前(1). ウ, 前(2). オ及びクによるほか, 採水口の直近に止水弁を設け, 当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(4) 流水を消防用水とする場合

0.8m³/minを20m³に換算する。(第18-1図参照)

第18-1図



(5) 地中ばりを利用する場合

別図第18-1の設置例等によるものとする。

2 消防用水の標識

- (1) 吸管投入孔には, 「消防用水」又は「吸管投入孔」と表示した標識を設けること。
- (2) 採水口には, 「採水口」又は「消防用水採水口」と表示した標識を設けること。
- (3) 吸管投入孔又は採水口の直近に, 当該用水の有効水量を明示すること。

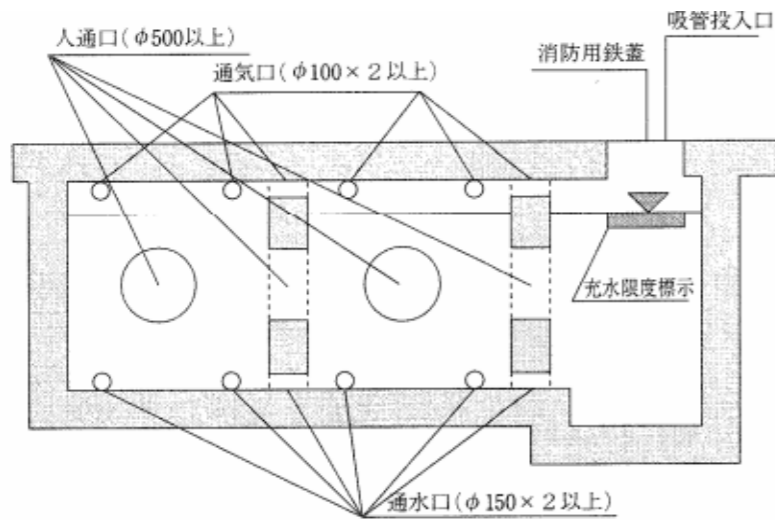
3 特例

当該防火対象物が, 防火地域又は準防火地域内にあり, かつ, 主要構造部を耐火構造又は準耐火構造としたものについては, 消防用水の設置について, 次の各号によることができるものとする。

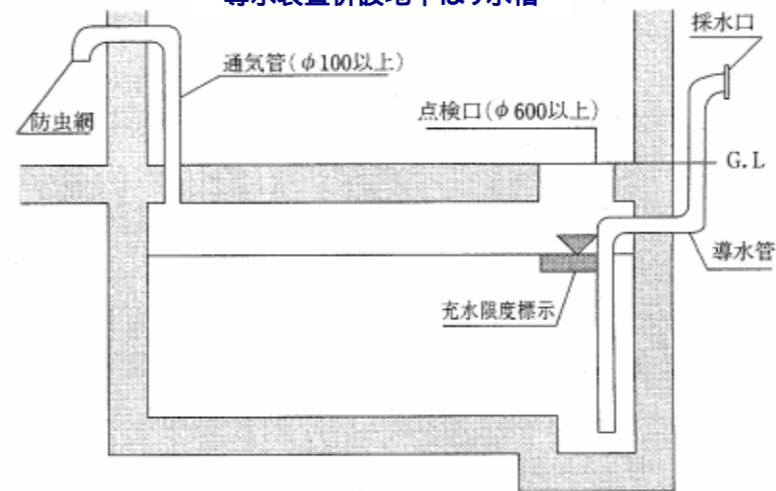
- (1) 設置を必要とする消防用水の水量が80m³をこえる場合は, 80m³をもって足りるものとする。
- (2) 当該防火対象物に冷暖房用水, 雑用水等の用途に供される用水が設置されており, 当該用水を消防ポンプ自動車が利用できる状態にあるものは, 消防用水とみなすものとする。



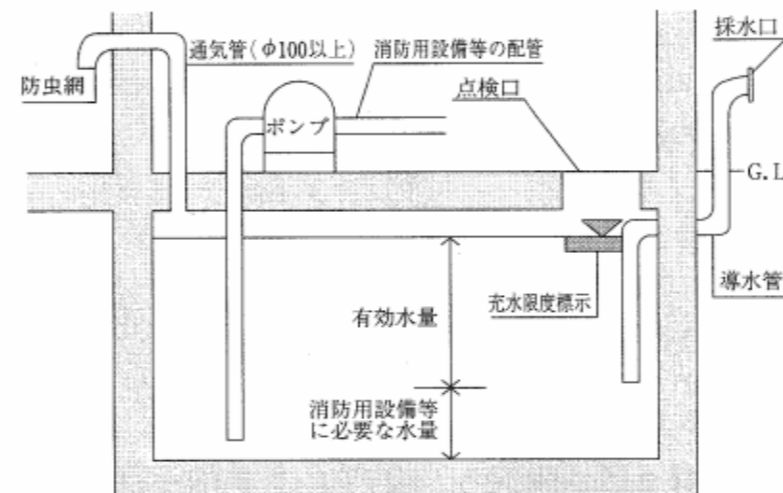
地中ばり水槽



導水装置併設地中ばり水槽



兼用地中ばり水槽



別図第18-1

